

成年後見制度の利用の促進に関する法律案 新旧対照表

○成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第

号)(附則第三条関係)

(傍線部分は改正部分)

附則第三条による改正後	制定時
<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第十条)</p> <p>第二章 基本方針(第十一条)</p> <p>第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条)</p> <p>第四章 成年後見制度利用促進会議(第十三条)</p> <p>第五章 <u>地方公共団体の講ずる措置(第十四条・第十五条)</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則(第一条―第十条)</p> <p>第二章 基本方針(第十一条)</p> <p>第三章 成年後見制度利用促進基本計画(第十二条)</p> <p>第四章 成年後見制度利用促進会議(第十三条・第十四条)</p> <p>第五章 <u>成年後見制度利用促進委員会(第十五条―第二十二條)</u></p> <p>第六章 <u>地方公共団体の講ずる措置(第二十三条・第二十四条)</u></p> <p>附則</p> <p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、<u>成年後見制度利用促進会議及び成年後</u></p>

る施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 (略)

2 (略)

3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定はあったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

(削る)

第四章 成年後見制度利用促進会議

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進

見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 (略)

2 (略)

3 内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。

第四章 成年後見制度利用促進会議 (設置及び所掌事務)

第十三条 内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

<p>を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。</p> <p>2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。</p> <p>3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第十四条・第十五条 (略)</p>	<p>2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。</p> <p>二 成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。</p> <p>3 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。</p> <p>二 前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>第五章 (略)</p> <p>第六章 (略)</p> <p>第二十三条・第二十四条 (略)</p>
--	---

改正案

現行

（所掌事務）

（所掌事務）

第四条（略）

第四条（略）

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進、子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の内閣の重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、当該重要政策に関し行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四十六の四（略）

一 四十六の四（略）

四十六の五 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利

（新設）

用の促進に関する法律（平成二十八年法律第 号）第十二

条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関するこ
と。

四十七 六十二（略）

四十七 六十二（略）

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基 本法
成年後見制度利用促進委員会	成年後見制度の利用の促進 に関する法律
(略)	(略)

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(設置)

第三十七条 (略)

2 (略)

3 (略)

(略)	(略)
アルコール健康障害対策関係者会議	アルコール健康障害対策基 本法
(新設)	(新設)
(略)	(略)

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 (略)

(略)	成年後見制度利用促進会議	子どもの貧困対策会議	(略)
(略)	成年後見制度の利用の促進に関する法律	子どもの貧困対策の推進に関する法律	(略)

(略)	(新設)	子どもの貧困対策会議	(略)
(略)	(新設)	子どもの貧困対策の推進に関する法律	(略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）〔附則第五条関係〕

改正案

附則第四条及び附則第七条による改正後

〔傍線部分は改正部分〕

<p>(所掌事務) 第四条 (略) 2 (略) 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十六の二 (略) (削る)</p>	<p>(所掌事務) 第四条 (略) 2 (略) 3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 四十六の二 (略) 四十六の三 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第 号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。</p>
<p>四十七 六十二 (略) (設置) 第三十七条 (略) 2 (略) 3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づき命令を含む。）の定めるところによる。</p>	<p>四十七 六十二 (略) (設置) 第三十七条 (略) 2 (略) 3 (略)</p>

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(略)	(略)
(削る)	(削る)
(略)	(略)

(略)	成年後見制度利用促進委員会
(略)	成年後見制度の利用の促進に関する法律

(設置)

第四十条 (略)

2 (略)

3 (略)

(略)	成年後見制度利用促進会議
(略)	成年後見制度の利用の促進に関する法律

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十六号）〔附則第七条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項中「高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進、子どもの貧困対策の推進及び成年後見制度の利用の促進に関する政策その他の」を「内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい」に改め、「の重要政策」の下に「について、当該重要政策」を加え、「当該重要政策に関し」を削る。</p> <p>第四条第三項第三号の二中「（平成十四年法律第八十九号）」を削り、同項第三号の三中「（平成十七年法律第二十四号）」を削り、同項第三号の四を削り、同項第三号の五中「（平成十八年法律第十六号）」を削り、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の六中「（平成二十三年法律第八十一号）」及び「（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）」を削り、同号を同項第三号の</p>	<p>（内閣府設置法の一部改正）</p> <p>第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第二項中「高齢化の進展への対処、障害者の自立と社会参加の促進、交通安全の確保、犯罪被害者等の権利利益の保護、自殺対策の推進及び子どもの貧困対策の推進に関する政策その他の」を「内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい」に改め、「の重要政策」の下に「について、当該重要政策」を加え、「当該重要政策に関し」を削る。</p> <p>第四条第三項第三号の二中「（平成十四年法律第八十九号）」を削り、同項第三号の三中「（平成十七年法律第二十四号）」を削り、同項第三号の四を削り、同項第三号の五中「（平成十八年法律第十六号）」を削り、同号を同項第三号の四とし、同項第三号の六中「（平成二十三年法律第八十一号）」及び「（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）」を削り、同号を同項第三号の</p>

五とし、同項中第三号の七を第三号の六とし、同項第六号の二中「第一項第三号の三」を「第一項第十二号」に改め、同項中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とし、第二十七号の六を第二十七号の五とし、第四十六号及び第四十六号の二を削り、第四十六号の三を第四十六号とし、第四十六号の四を第四十六号の二とし、第四十六号の五を第四十六号の三とし、第五十号の二及び第五十三号を削り、第五十二号の二を第五十三号とし、第五十四号の二を削り、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、同項第五十九号中「第五条第二項及び第三項」を「第五条第四項及び第五項」に改め、同項第六十号及び第六十一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。

五とし、同項中第三号の七を第三号の六とし、同項第六号の二中「第一項第三号の三」を「第一項第十二号」に改め、同項中第二十七号の三を削り、第二十七号の四を第二十七号の三とし、第二十七号の五を第二十七号の四とし、第二十七号の六を第二十七号の五とし、第四十六号及び第四十六号の二を削り、第四十六号の三を第四十六号とし、第四十六号の四を第四十六号の二とし、第五十号の二及び第五十三号を削り、第五十二号の二を第五十三号とし、第五十四号の二を削り、第五十四号の三を第五十四号の二とし、第五十四号の四を第五十四号の三とし、第五十四号の五を第五十四号の四とし、同項第五十九号中「第五条第二項及び第三項」を「第五条第四項及び第五項」に改め、同項第六十号及び第六十一号中「第四条」を「第四条第一項」に改める。